

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）3月24日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 1 市長、副市長（札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第 号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）において副市長として在職している者に限る。以下この項において同じ。）及び教育長の給料については、施行日の翌日から1月間は、別表の規定にかかわらず、市長にあつては月額896,000円、副市長のうち、市長が指定する者にあつては月額721,000円、市長が指定する者以外の者にあつては月額824,000円、教育長にあつては月額747,000円とする。この場合において、第3条の2の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

市長、副市長及び教育長の給料について、その一部を減額するため、本案を提出する。